# 平成27年6月

美里町教育委員会臨時会会議録

## 平成27年6月教育委員会臨時会議

日 時 平成27年6月19日(金曜日)

午前9時 開議

場 所 美里町近代文学館 視聴覚会議室

# 出席委員(5名)

1番 委 員 長 後藤眞琴君

2番 委員長職務代行 成澤明子君

3番 委 員 留守広行君

4番 委 員 千葉 菜穂美 君

5番 教 育 長 佐々木 賢 治 君

# 欠席委員 な し

# 教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長 渋 谷 芳 和 君

教育総務課長補佐 寒河江 克 哉 君

教育総務課主査 渡邊 聡 君

#### 傍聴者 なし

## 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 協議事項
- 第 2 平成28年度使用教科用図書(中学校用)の採択について
- 第 3 「美里町学校給食に関する条例(案)」のパブリックコメントの実施について

# 本日の会議に付した事件

第 1 会議録署名委員の指名

- 協議事項
- 第 2 平成28年度使用教科用図書(中学校用)の採択について
- 第 3 「美里町学校給食に関する条例 (案)」のパブリックコメントの実施について

## 午前9時00分 開会

○委員長(後藤眞琴君) それでは、ただいまから平成27年6月教育委員会臨時会を開会します。 本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として渋谷教育次長兼教育総務課長、寒河江教育総務課長補佐、渡邊教育総務 課主査が出席しております。

それでは、本日の議事を進めます。

# 日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長(後藤眞琴君) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名します。2番成澤委員、3番留守委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

#### 日程第2 平成28年度使用教科用図書(中学校用)の採択について

○委員長(後藤眞琴君) 次に、協議事項に入りますけれども、その前に僕のほうから二点ほど お詫びいたします。

一つは、このように緊急に臨時会を開かなければならない不手際がありまして、申しわけありません。

それから、もう一つ、議会で僕が不正確な答弁をいたしまして、議長から厳重注意を受けま した。本当に皆さんにご迷惑をおかけしまして、申しわけありませんでした。

それでは、協議事項に入ります。

今日この協議事項の議題は、平成28年度使用教科用図書の採択についてがメーンのテーマですけれども、この臨時会をしなくてはならなかったのは、これは僕の不手際で、いわゆる教科書の採択は教育委員会の責任なのですよね。それで、後で教育長さんからのお話があると思いますが、あくまでも各々の教育委員会が責任を持って教科書は採択すると。それで、大崎地区では1市4町ではやっている。そのことについて、前もってみんなで協議していなければならなかったのですけれども、これが僕の思い込みで、1市4町でもうやるものだというふうに自分で思い込んでいて、皆さんに理解してもらう説明をしなかったということです。

済みません、本当に申しわけありませんでした。

では、次。日程第2、平成28年度使用教科用図書(中学校用)の採択について協議いたします。

事務局より協議内容の説明をお願いします。

○教育長(佐々木賢治君) では、よろしくお願いします。

今、委員長のほうから謝罪の言葉をいただきましたが、もととなるのは教育長の私の責任が 第一であります。後ほど説明の中で言いますが、前もって私のほうからも謝罪を申し上げさせ ていただきます。申しわけありませんでした。

それでは、文部科学省という表題のプリントで概要をご説明申し上げさせていただきます。 きょうの協議事項のタイトルにもありますように、平成28年度から中学校の教科書が変わります。それで、新しい教科書で平成28年から全部しましょうという、いわゆる平成28年度使用教科用図書の採択が今年度、前年度の27年度に行われていく、そういうことになっております。 文科省では、義務教育諸学校においては、そこで使用する教科書は基本的に4年間同一のものを採択する必要があると。ですから、その採択は大変重要と言えますとそういった文言がそこに書いてあります。ですから、この教科書の採択に当たっては慎重に進めなくてはいけないというのは当然のことだと思います。

それで、1ページ目の採択権限とそこにありますが、先ほど委員長がおっしゃいましたように、公立学校で使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会です。まず、教科書は教育委員会で決めるのですよと、そういうふうに文科省で見解を示しております。

そのためには、調査研究とかいろいろ事前の段取りがありますが、最終的には公正を確保して開かれた採択、次のページに書いてあります、開かれた採択。これは、住民の意見などもその中に、教科書を見ていただいてコメントなどをいただき、それらも全部含めて総合的に教育委員会で決定するとそういった仕組みになっております。

それで、この文科省の留意事項、文科省の取り決めを受けて、宮城県では「教科書採択に関するQ&A」そういったものを6月に示しております。それの4ページ目をごらんいただきたいと思います。

採択権限は市町村の教育委員会にもちろんありますが、県教育委員会では文科省の取り決めを受けて、そこに表がございますが、県内の市町村教育委員会を8地区に分けて採択するように、そういったことを示しております。これは、仙台市は仙台市ですね。それで、採択地区を大崎では大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町と1市4町で大崎地区教科用図書採択協議会を発足されております。これは、小学校の使用教科書を決めるときもこういった組織で行われております。

それで、先ほども申し上げましたように、その前のページ、3ページをご覧いただきたいと

思います。問い4で、教科書採択を進める上で市町村教育委員会が留意しなければならないことはどのようなものがありますかという質問に対して、答えとして「採択権限について」、「調査研究について」、そして次のページの「共同採択について」、「公正確保について」、「開かれた採択について」と、文科省の方針と同じように県教委でもそこに示してあります。

やはり、採択権限について、そこを読ませていただきます。「市町村立学校において使用される教科書の採択権限を有する者は、市町村教育委員会です。したがって、教科書の採択は、それぞれの委員がその職責を果たし、教育委員会が合議等により責任を持って行う必要があります」と県教委からの留意事項でございます。美里町教育委員会としても委員の皆様方にいろいろ発言をいただき、教科書等も教育委員さんに控え室においてありますし、それから必要な場合はいつでも家庭に持ち帰られるように予備がございますので、閲覧用としてご覧いただきたいと思っています。

それから、2つ目の調査研究というのがありますが、この調査研究につきましては大崎のいわゆる共同採択の中で調査研究グループの組織をつくっております。1つは専門委員会、9教科がありますが、それぞれ大崎地区の数学なら数学の代表の先生方五、六人、国語の先生方のグループ、体育の先生方のグループ、そういった各々9グループ、50名近い先生方で専門委員会というのを組織しております。その先生方で各業者から発行された本をチェックします。そして、専門委員の方々がチェックしたものを、選定委員という組織があります。これは、学校長とかあるいは学識経験者、さらに保護者の代表がいます、選定委員には。専門委員から出された資料に基づいて、選定委員の方がさらに的を絞っていくと。そして、その次に採択協議会のメンバーで、1市4町の教育長ですね。その採択協議会で選定委員の方が一つ一つ説明するのですね。それについて、教育長が質問したりして、そして大崎地区としてこの教科書が適切であろうと。

その結果をそれぞれの教育委員会に持ち帰って委員の皆様に報告をして、最終決定とそうい う流れでございます。これは、小学校のほうもそういうふうにやっております。

そのことを、私が教育委員会できちっと説明すべきであったのですが、特に今年度につきましては4月13日、第1回目の大崎地区教科書採択協議会がございました。それで、この規約も資料の中にありますが、第1回目の協議会で認められたと。それで、本当にお詫びしなければならないのは、こういったことを4月の教育委員会定例会あるいは5月定例会で報告をして、そしてこういう段取りで決めるというふうになっていますと説明すべきところを、こちらの不手際で大変申しわけないことになってしまいました。その点をご御理解いただければなと思い

ます。

なお、これからは美里町として教科書を展示し、「美里町ではこれですよ」と委員の方々から 意見をいただいて、決めたものを協議会に持っていきます。そこまでの段取りにつきまして、 担当の渡邊主査のほうから、展示等も含めまして今後の日程について説明申し上げますので、 よろしくお願いしたいと思います。

今での私がしゃべったことで何か質問があれば承りたいと思います。よろしくお願いします。

- ○委員長(後藤眞琴君) ただいまの教育長さんからのお話で、何かお聞きしたいことがありま したらどうぞ。成澤委員さん。
- ○委員(成澤明子君) 専門委員の皆さんが50名ぐらいの方がいらっしゃるのですけれども、これはどこの段階でその方を委嘱するのでしょうか。
- ○教育長(佐々木賢治君) これは、北部教育事務所さんから推薦をいただいて、そして協議を する。これの名前は、大変申しわけないのですけれども秘密です。これを公表すると、この先 生方に大変な負担になりますので。
- ○委員長(後藤眞琴君) 済みません、僕から1つ。5ページ目のQ5で教科書の採択権者は各市町村教育委員会とされています。その一方、採択地区内では同一の教科書を採択する共同採択制度がとられている、これは法律ではこの前、渡邊さんに説明いただいた、下にある参考とした主な法規・通知等というところの2番目の無償措置法第13条とありますね。これは、どういう内容だったか。

というのは、この8地区ですか、宮城県教育委員会が分けたのは。これで、美里町は大崎地区に入って、大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町と入ってきて、これには絶対入らなければならないと。美里町独自で選ぶのだということは選択ができないように、この無償措置法第13条でなっているのかどうかをお聞きしたいので、どういう内容かお願いします。

○教育総務課主査(渡邊聡君) 私のほうから説明をさせていただきます。

こちらの共同採択につきましては、資料のQ&Aの資料の後ろに関係法令というのを載せさせていたのですけれども。

- ○委員長(後藤眞琴君) どこですか。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 全体で言うと資料の前から9ページ目です。
- ○教育総務課主査(渡邊聡君) この関係法令の3ページ目に教科書無償措置法の13条の第4項 というところに共同採択について規定されていますが、規約を定めて協議会を設けなければな らないということです。採択地区おいては、協議会を必ずつくるというような法律になってお

ります。続いて、次の第5項には採択地区内の市町村の教育委員会が採択地区協議会における 協議の結果に基づいて、同一の教科書を採択しなければならないというような規定になってお りまして、共同採択をしている市町村については、採択協議会においてこれに決定しますとい うふうになった場合は、それに基づいて各構成市町村教育委員会ではそれを使うというように なっています。

このような法律に規定されていますので、市町村教育委員会で協議会に入らないというのは、 それは難しいのかなと。県の教育委員会に確認したのですけれども、先ほど教育長さんのほう から説明があったのですが、採択地区を県の教育委員会で設定している段階で個別に選びたい というふうになれば、その採択地区を個別に設定してもらうという手続を踏まないと、そこま でさかのぼらないと現実的には個別に採択というのはちょっとできないという形になっており ます。

- ○委員長(後藤眞琴君) これでいいですかというような通知はあるのですか。こういうふうに 8地区に分けて、美里町はこの大崎地区に入ります、これでよろしいですかというようなこと は、県の教育委員会のほうからあるのか。
- ○教育総務課主査(渡邊聡君) こちらは、既に事務のほうで設定されておりまして、変更する 場合に市町村に意見を聞くというような形になっていましたので、変更のない場合は特に県の ほうから意見を聞くという行動は、何もないということになります。
- ○委員長(後藤眞琴君) そうすると、美里町でもし自分たちで決めたいという話し合いになったとしたら、県のほうにこちらから相談する。そういう手続をとらない限りは、この1市4町で美里町の場合にはやるのだと、もうなっているわけですね。
- ○教育総務課主査(渡邊聡君) はい、そうです。
- ○委員長(後藤眞琴君) そうすると、正式な形で「協議による規約を定め」と無償措置法第13 条の4項に規定されている。そうすると、その規約の内容についても美里町教育委員会では前 もって、こういう規約でいいかどうかというのも話し合う必要があるわけですね、厳密には。

そういう手続をとらなかったのは、僕もうっかりしていましたのが、今までの教育長さんからの説明にあったとおり、教育委員会で来年度からの中学校の教科書を採択するに当たっては、今までのような形態でやっていくということを、ここで確認していただければよろしいのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

今までの手続を踏まえて、これから選定されるということで進んでいただきたいと思います。 よろしくお願いします。 それでは、渡邊さんのほうからお願いします。

○教育総務課主査(渡邊聡君) それでは、私のほうからは、教科書展示会の事務的な内容について、説明をさせていただきたいと思います。

まず、お配りしている資料の町ホームページ掲載内容という表記ある資料のほうを見て頂き たいと思います。

まず、教科書展示会の開催の趣旨についてですけれども、採択候補の教科書を展示することで、先ほど教育長さんからもありましたが、教員のほかに一般町民の方々にも閲覧をしていただいて関心を持ってもらう機会となっています。こちらは、県の教育委員会は開催の義務が法律で規定されているのですが、市町村教育委員会では義務はなくて、開催は任意となるものです。

ただ、先日、6月9日に大崎地区の協議会の事務担当者会議におきまして情報交換をした際には、ほかの1市3町の教育委員会では全て自主的といいますか、開催をする予定だということでしたので、本町においても開催のほうをお願いできればと考えております。

続きまして、展示会の概要について、資料に基づいて説明のほうをさせていただきます。

まず、1ページ目ですけれども、こちらは町のホームページの展示会のお知らせの資料になります。こちらは、内容については大きく3点ありまして、1点目は展示会の期間及び会場になります。2点目は展示資料、3点目は閲覧される方へのお願いについて記載させていただいております。

1点目の展示会の期間及び会場についてですが、こちらは会場は近代文学館と南郷図書館の 2カ所を設定させていただきました。ほかにコミュニティーセンターなども検討したのですけれども、できるだけ職員が常駐している場所が、見本本の盗難防止とかの面も含めて適当ではないかという話もありまして、昨年度の小学校用教科書の展示会と同様にこの2カ所のほうを選ばせていただきました。

続いて日程ですけれども、こちらは近代文学館と南郷図書館の両方、毎週月曜日が休館日となっておりまして、近代文学館のほうは6月25日から7月8日までの12日間、南郷図書館は6月23日から7月8日までの14日間となります。時間については両方とも午前10時から午後6時までとなっています。2カ所でちょっと日程が違うということなのですけれども、こちらは近代文学館のほうでちょうど図書の点検期間と重複しておりまして、こちらがなかなか調整できないということで、近代文学館のほうが若干遅い開始となっております。

次に、2点目の展示資料についてなのですけれども、こちらは中学校用の採択候補となって

いる教科書、こちらを各教科1セットとあと、先ほど教育長さんのほうからもありましたが、教科書編修趣意書、こちらも1冊展示を予定しております。趣意書のほうですけれども、こちらは教科書の発行者がどのような点に留意して編修したかというのをまとめた資料ですので、こちらも昨年度、展示のほうをさせていただいておりまして、今年度も展示をしていくことにしております。

次に、3点目の閲覧される方へのお願いということで、まず1点目は会場外へは持ち出さないでくださいという中身です。次に、展示会に合わせて閲覧される方へのアンケートの実施を考えています。こちらについては、大崎地区教科用図書採択協議会からの依頼でもありまして、町民の方とか閲覧者の意見について取りまとめて、採択協議会のほうに報告するという流れになっています。

また、アンケートの結果については、後日、委員の皆様にもお示ししたいと思っています。 次に、2ページ目をお願いいたします。

こちらは、町広報の7月1日号の掲載予定の原稿になっております。こちらは、掲載スペースに限りがございまして、お知らせする内容については必要最低限のちょっと短い内容になってしまいます。こちらについては、7月1日号、大崎地区の採択協議会の説明会が6月に入ってからになっておりまして、町のほうでも今年度から月に1回、毎月1日発行ということになって、毎月15日のお知らせ版というのがなくなったのですね。広報でお知らせするタイミングというのがどうしてもこの7月1日号が最新ということになりまして、展示を開始してからのお知らせという形になってしまいますが、7月8日までということでこのような表記とさせていただければと思っております。

続きまして、3ページ目の中学校用教科書展示会のお知らせをお願いいたします。

こちらは、展示会のお知らせのポスターとして活用しまして、掲載内容については先ほどのホームページとほぼ同じですけれども、こちらは町の公共施設、小牛田と南郷の両方の庁舎、あと近代文学館、南郷図書館、あとコミュニティーセンターのほうにこちらは掲示をしております。

続いて、4ページ目をお願いします。

こちらは、展示会で会場に設置するアンケート用紙の案という形になります。教科書を閲覧された方には、差し支えなければ記入いただくということで、回答はあくまでも本人の意思という形とさせていただいております。こちらは、記入していただいた後は、ほかの来場者とかに見られないように、回収箱を設置して、そちらに入れていただくような形でやらせていただ

きたいと思います。アンケートの質問項目についてですけれども、こちらは大崎地区の採択協議会のほうから、取りまとめの関係上、統一した内容でお願いしますということがございましたので、昨年度と同じ内容ですけれども、このような内容で管内統一した内容とさせていただければと思います。

続きまして、最後の5ページ目のほうをお願いいたします。

こちらは、展示する教科書の一覧表となっております。こちらが全部で66セットございまして、これをそれぞれの会場に展示を予定しております。展示する教科書については、展示会と、あと教育委員さんの控え室のほうにもこれと同じものを置かせていただいています。

1点だけ、一番下に記載させていただいたのですけれども、1冊しか送付されなかった発行 社がございまして、一応5冊送付されることになっているのですけれどもということで、事務 局から問い合わせをさせていただいたのですけれども、会社の経営上、1冊しか送付できない ということで、全国市町村に1冊という取り扱いのようでしたので、公平性の点からも1冊で 採択に当たるということで、お願いできればと思います。

資料の説明については、ざっと説明させていただきました。以上になりますが、このほかに も各学校に通知を出させていただいております。その中で、特に中学校ですけれども、保護者 の方への周知についても、お便り等を通してお願いしますということで、学校にお願いしてお ります。

あと、また学校においては、別に採択協議会からの依頼が来る予定ですけれども、採択希望 についての調査依頼が来てから学校のほうにも採択について何か意見をいただくということで、 調査のほうの実施をやっていきます。調査の結果については、後ほど取りまとめて、委員会に お示しをしたいと思っております。

最後になりましたが、展示会については以上ですけれども、お知らせとして県の教育委員会のほうから採択に関する選定資料というのが送られてきました。こちらは、県の教育委員会で調査研究した結果の資料です。こちらは展示会には展示しないのですが、教育委員さんの控え室のほうに備えつけたいと思います。あと、こちらは県の教育委員会で公表するという通知も来まして、後日、県のホームページに載せるということもお知らせがありましたので、その点についてもご承知置きいただければと思います。

以上、担当のほうから説明のほうをさせていただいたのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございます。

○教育長(佐々木賢治君) 日程的なもので補足させていただきますが、7月8日まで展示をして、それを9日、次の日に教育委員会事務局でまとめます。学校から上がってきたものも含めて。

そして予定ですが、このことの採択についての臨時会を開くと、7月10日金曜日にですね。 一応、ここまでの日程をお知らせして、あとはその日程がいいか悪いかは後ほど協議いただき たいと思います。そういう考え方でいるということで、よろしくお願いします。

○委員長(後藤眞琴) ありがとうございました。

では、渡邊主査さんからの説明と、教育長さんからの2点ありました。何かお聞きしたいことがありましたらどうぞ。はい。

- ○4番委員(千葉菜穂美君) この教科書の出版社がいっぱいあるのですけれども、この中から 1つの出版社を選ぶということで良いですか。
- ○教育総務課主査(渡邊聡君) 今回、中学校の採択候補となっている教科書が9教科15種目ございまして、この種目ごとに1社を選ぶという形になります。
- ○4番委員(千葉菜穂美君) その1社はまだ選ばれていないのですね。
- ○教育総務課主査(渡邊聡君) これから採択することになります。
- ○委員長(後藤眞琴君) これから展示を見て、それで教育委員会でどれがいいかということを 協議して、歴史だったら歴史はこの出版社のこれがいいですということをチェックして、それ で教育長さんが1市4町の協議会に持っていくと。

美里町の採択希望はこうであると美里町教育委員会の決定に基づいてお話しいただいて、大 崎地区の採択を行うことになります。

あと、ほかに何かございませんか。

- ○2番委員(成澤明子君) 済みません。そうしますと選定委員会が採択基準の方針を定め、専門委員会の方が選んで、教育長さんが出席される採択協議会に諮られたときに、その場所で美里町の教育委員会の考えが反映されるということですか。
- ○教育長(佐々木賢治君) 協議した結果を7月10日までですから、すぐに協議会に結果を送付すると。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 文部科学省と書かれた本日の資料の2枚目に、大崎地区 教科用図書採択協議会の関連図がございます。そちらにある日付けが今回、美里町教育委員会 で考えている日程の基準となっております。
- ○教育長(佐々木賢治君) 6月22日、来週の月曜日に第3回の採択協議会があります。私、そ

こに行ってきます。そして、展示はもうやっていますね。それぞれの市町で。専門委員会に6 月下旬に諮問され、専門委員の先生方は精査をします。

そして7月15日まで教科書の採択を行い、採択協議会に答申する。そして、7月15日に第 4回の採択協議会。そこで共同採択を決定するという段取りになります。

○委員長(後藤眞琴君) この第3回の6月22日の採択協議会で、選定委員会からの採択の大綱が答申されるようですね。これは、美里町教育委員会には、どういう形で知らせることになるのですか。

それを受けて、7月15日に第4回の採択協議会があるわけですね。そこで、ここで専門委員 調査内容の報告をその場で受けて、そこでこれを決定するわけですね。

○教育長(佐々木賢治君) 選定委員の役割というのが資料の3枚目に教科用図書採択協議会規 約とありますが、そのうちの第13条選定委員会構成及び職務、その第4項に選定委員の職務 は協議会から諮問された採択の方針、採択基準、日程の選定など大綱について審議を行い、答 申するものだと。

ですから、どの会社の教科書がいいとか、そういうことをする選定委員会ではないのです。 採択の大綱について、どうでしょうかと協議会から諮問されます。日程等も含めまして。それ について選定委員会では、採択基準の方針を答申する訳です。それを受けて、専門委員の人た ちがその後、調査研究をする。そういう流れになっています。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 委員長、よろしいでしょうか。

今の件はいま教育長が申し上げたとおりなのですが、それが如実に目ですぐ見てわかるのが、 先ほど言った2ページ目の手順と日程という関連図なのです。そちらのほうにあるとおり、大 崎地区採択協議会は選定委員会と専門委員会に諮問、答申を繰り返します。あと、そのほかに 採択地区を構成する1市4町の教育委員会からの採択希望を受付しまして、それを踏まえて総 合的に7月15日に行われる予定の採択協議会で教科書を決定するということになります。

ですので、地区協議会は一方からだけの意見をもらうのではなく、各町の教育委員会からの 採択希望の意見、あとは協議会で委嘱しました選定委員、または専門委員からの意見に基づき まして総合的に教科書を決定するということになりますので、この手順と日程の関連図がわか りやすいと思います。

なお、今お話にありました選定委員会への諮問につきましては、16日ですので、もう既に行っております。その答申が22日に上がってきますが、その採択する基準の大綱を地区協議会が答申として受けまして、それを含めて今度は専門委員会に諮問するという形になります。その

採択基準方針については、後日、美里町の教育委員会にも送られてくる予定でございますので、 それは6月定例会か教育長が先程言いました7月臨時会の際に、委員皆様にお示ししたいと事 務局は考えております。以上でございます。

○委員長(後藤眞琴君) あとは、何か質問、何かございませんか。

それでは、今後の日程で7月10日の金曜日に臨時会を開く件です。その説明はありますか。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) よろしいでしょうか。先ほど教育長のほうから7月10日 あたりに臨時会が開催できないかという案を申し上げさせていただきました。

これにつきましては、今申し上げたとおり美里町教育委員会での採択希望を大崎地区採択協議会に提出する期限が、7月10日とされております。ですので、7月10日に臨時会を開かせていただきまして、美里町での教科書の採択希望を決めていただきたいと考えております。

なお、事務局の一方的な希望で申しわけありませんが、大崎の地区協議会が岩出山にございます。その岩出山のほうに届ける関係もございますので、できれば午前中の臨時会の開催をさせていただきまして、その決まったことを事務局でまとめた後、午後から岩出山のほうに持参したいと考えておりますので、できれば7月10日金曜日午前中の開催をお願いしたいと考えております。

なお、場所につきましては、こちらの近代文学館も考えたのですが、ちょうどその日、近代 文学館のほうのスケジュールでこの会議室が使われることになっておりました。申しわけござ いませんが、南郷庁舎のほうで行わせていただけたらと、事務局のほうでは考えている次第で ございます。以上でございます。

- ○委員長(後藤眞琴君) ということですけれども、いかがでしょうか。午前中というのは、9 時くらいからですか。
- ○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) はい。9時の開会でお願いします。臨時会の中でもう一度、教科書を見直す時間なども必要かと思います。ですので、9時からの開会を事務局ではお願いしたいと思います。
- ○委員長(後藤眞琴君) それでは、7月10日金曜日、臨時会を9時から南郷庁舎で開く。そういうことにしたいと思います。よろしいでしょうか、よろしくお願いします。

そのときに、もう一つの議題、環境整備のことについての議題をお話に入れておいたほうがいいのでないかと思いますけれども、いかがでしょうか。教科書の採択ともう一つね、入れておいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、教科書の採択については、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時50分

## 再開 午前10時00分

その他 日程第3「美里町学校給食に関する条例(案)」のパブリックコメントの実施について

- ○委員長(後藤眞琴君) それでは会議を再開します。事務局のほうから説明をお願いします。
- ○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) では、その他の「美里町学校給食に関する条例(案)」 のパブリックコメントの実施について報告をさせていただきます。

パブリックコメントの実施についてということで、5月の教育委員会定例会で協議を行いました。教育委員会としては、パブリックコメントを担当する総務課のほうに依頼しました。その中で、条例そして施行規則、制度の説明について、一部訂正したらいいのではないかという話がありまして、それで総務課の文書法令係と条例案等についてこれまで協議を行いました。

## 【防災行政無線の放送のため一時説明中断】

条例の議会への提出の権限というのは、当然町長にありますので、最終的には町長が条例案を議会に提出することになります。ということで、文言の整理以外に、表現を改めた箇所がございますので、条例については9月議会に提出する前に教育委員会のほうで審議は行うのですけれども、その前に訂正箇所について説明をしたいと思います。

まず、条例の第1条の趣旨ですが、この前の教育委員会で提出した条例につきましては、1 条では、「この条例は美里町が教育行政の一環として実施する学校給食について保護者等が負担 すべき給食費の徴収に関し必要な事項を定める」としておりましたが、これを「この条例は、 美里町が設置する小学校、中学校及び幼稚園における学校給食の実施に係る給食費の取扱いに 関し必要な事項を定めるものとする」ということで、5月の教育委員会定例会に示した条例案 につきましては、給食費の徴収に関して必要な事項を定めるという表現ですが、訂正したもの は学校給食の実施ということで、実施とそれから給食費の取り扱い2つにわたって定めており ます。 それから、第2条の変更点ですが、2条の2行目ですけれども、「幼稚園に在園する幼児」が 学校給食の実施ということですけれども、先の案は「幼稚園(規則で定めるものに限る)」とし ておりました。というのは、学校給食を実施しているのがなんごう幼稚園だけと思っておりま したが、これが小牛田地域の幼稚園でも、完全な給食ではないのですが、ミルク給食を実施し ておりますので、当然学校給食は実施しているということになりますので、その表現を直して おります。

それから、第3条の関係ですが、第3条の2項になります。これは、要するに保護者及び職員が負担すべき経費、要するに給食費なのですが、これは前の表現では「学校給食に要する食材用費」という表現をしておりましたが。これを学校給食法第1条の2項の、要は給食施設設備の維持に関するものは町が負担するということになりますので、結局は現状からすれば食材料費ということになるのですが、学校給食法の規定という形に直しております。

それから、3項と4項、これは順番を逆にしております。というのは、施行規則のほうがこの条例の条項と逆になる表現になりますので、3項と4項を変更しております。

それから、第5条の部分ですが、給食の減免という形で「次の各号のいずれかに該当すると きは」という先の案では表現しておりましたが、これは「規則で定めるところにより」という ことで見直しました。

それから、別表の給食費の額ですが、これは事務局の誤りで、幼稚園の幼児の保護者等及び職員は「4万5,000円」になっていましたが、これは「4万7,000円」の誤りで直しております。 小学校については「5万7,000円」から「5万5,000円」、中学校の生徒の保護者等及び職員については前の条例案では「7万円」としておりましたが「6万7,000円」の誤りです。

これについては、給食単価に給食の提供日数200日を掛けた最大額を年額として定める形をとっております。

それから、施行規則につきましては、これは条例可決後、教育委員会のほうで定めることになりますので、これについてはその時点で説明したいと思います。

それから、説明資料も結構変わっておりまして、パブリックコメントの実施の資料の中で「趣旨と目的」の部分が削除されまして、前は「背景」となっておりましたが、「制定の背景と必要性」というような表現に直しております。それから、背景の中で、今までは4つしか記載しておりませんでしたけれども、(5)として「学校給食費を保護者が納付しない場合、法的手続によって未収金を回収することが困難な事例が発生する可能性があること」ということを、加えております。

本来であれば、完全な形でのパブリックコメントの実施についての協議をいただくところでありますが、先ほどもお話ししたように条例の提出権というのは町長にありますので、当然訂正が入ったのかなと思います。これから、条例を制定する場合についても同じような形になるかなと思いますので、その辺は委員長のほうに報告をしながら進めるような形をとらなければならないのかなというふうに思っておりますので、その辺、委員さんのご了解のほうをひとついただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

- ○委員長(後藤眞琴君) どうもありがとうございます。 何かその他について、質問がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。
- ○2番委員(成澤明子君) 詳しくは読みませんでしたけれども、なめらかにというか自然に文章が入って来るような感じがいたします。

それで、最後に学校給食申込書があります。下のほうに、住所、保護者の名前とかとなっていますけれども、これは最初にやっぱり学校または幼稚園の名称が来て、幼児児童または生徒の氏名が2番目に来て、保護者の氏名が来て、最後に住所なのかなと思ったりしました。自分が保護者だったらそのような感じかなと思うのですが、どうなのでしょうか。

- ○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) あくまで申し込みするのは給食費を負担する保護者 ということになりますので、やはり保護者の住所氏名が最初ということで、様式については定 める予定です。
- ○委員長(後藤眞琴君) ほかに何か。

いいですか。僕、ちょっと気になっていましたので、それについて。

パブリックコメント資料の「制定の背景と必要性」の(2)、「教職員が毎月集金、集計、食材費の支出管理及び未納者に対する督促業務を行っており、当該業務が負担となっていることで」、ここなのです。「教育活動に充てる時間の確保が図れないこと」と。それでは、全然図れないのかと読めるのでないかと思うのですよね。教育活動はちゃんとしていますよね。

- ○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) 当然、先生には教育活動というのが仕事になります ので、「充てる時間の確保が図れないこと」というのは、要は教育活動の時間が削減されるとい う意味です。
- ○委員長(後藤眞琴君) それだけ少なくなるという、そういうことですね。 そういう文章にしておいたほうがよいのでは。誤解されるのでないかと思いました。
- ○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) そこら辺、誤解されないような表現ということでよるしいですか。はい、わかりました。

○教育長(佐々木賢治君) 「その分」を入れてはどうか。「当該業務が負担となっていることで、 その分、教育活動に充てる時間の確保が図れないこと」と。

そして、教職員の仕事だよという認識で私たちも現場にいるころはやっていたのですが、余りにも負担が多過ぎますね。放課後、家庭訪問をしたり、夕方、父兄がうちに戻る時間を見計らって行ったり、そういう意味でも気持ちが落ち着かないですよね。

- ○教育次長兼教育総務課長(渋谷芳和君) はい、わかりました。
- ○委員長(後藤眞琴君) ほかに何かございませんか。

それから、先ほど教育次長さんからお話ありましたが、当然条例を出すのは町長の権限ですので、これからいろいろ修正があるかもしれないし、そのときには教育委員長のほうにも連絡を取りながらしていくということで、それでよろしいでしょうか。

では、そのようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほか、何かございますか。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) 委員長、よろしいでしょうか。

その他のその他ということで、防災無線が入った件、委員さん方にまだお知らせしていませんでしたので、報告させていただきます。

先ほど防災行政無線で流れた内容につきましては、5月の下旬から昨日までの間に2度もしくは3度ほど、カモシカらしい動物を見かけたという情報が警察署及び役場のほうに入っておりました。まさかこの美里町に鹿がと思うのですが、鹿らしき生き物だそうです。

その情報が来た時点で、教育委員会としましては目撃があった地域に該当する小学校、中学校、幼稚園には連絡をしまして、子どもたちの下校時などの注意喚起を図るように指示はしております。昨日もそういった情報が午後3時半ぐらいに産業振興課からございましたので、すぐさま青生小学校、小牛田中学校、こごた幼稚園などに連絡し、子どもたちが下校する際には注意するようにというようなことの指示をさせていただいております。

なお、まだ未確定な情報で、本当に鹿なのかどうかもわかっておりませんが、目撃が二度、 三度と続いたものでしたので、本日、産業振興課のほうで防災行政無線を使って町民の方にお 知らせしたということでございますので、そのことを報告させていただきたいと思います。

あと、もう1点です。

来週の定例教育委員会終了後、栗原市に先進地視察させていただきます。各委員さん方のほうからは、質問事項をお寄せいただきました。事務局のほうでそれを取りまとめさせていただきまして、昨日までその質問事項を栗原市の事務局のほうにお送りさせていただいております。

なお、事務局のほうで栗原市の再編にかかわる概要なども若干まとめておりましたので、それは資料としまして来週の月曜日、招集告示をお持ちする際にお渡しさせていただきたいと考えておりますので、その点ご承知置きいただきたいと思います。以上でございます。

○委員長(後藤眞琴君) その点に関して何かございませんか。 では、なければ、これで本日の臨時会を終わりにします。 どうも、ありがとうございました。

午後10時16分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年 7月28日

署名委員

署名委員